

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

知多市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

知多市長

公表日

令和4年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進は、健康増進法に基づき、急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、健康の増進の総合的な推進を図るため実施するものである。 市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 健康教育 (2) 健康相談 (3) 歯周疾患検診 (4) 骨粗鬆症検診 (5) 肝炎ウイルス検診 (6) がん検診 (7) その他健康の増進に必要な事業
③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	別表第一 項番76 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会: 番号法第19条第8号、別表第二 項番102-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条 情報提供: 番号法第19条第8号、別表第二 項番102-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康文化部健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 知多市緑町1番地 0562-36-2630
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康文化部健康推進課 愛知県知多市新知字永井2番地の1 0562-54-1300

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	I-5 評価実施機関における 担当部署	伊藤 中一	森下 剛	事後	
平成29年7月31日	I-7 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	愛知県知多市緑町1番地 0562-33-3151	愛知県知多市緑町1番地 0562-36-2630	事後	
平成29年7月31日	I-8 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	愛知県知多市緑町32番地の1 0562-33-0050	愛知県知多市新知字永井2番地の1 0562- 54-1300	事後	
平成30年8月13日	I-5 評価実施機関における 担当部署	健康福祉部	健康部	事後	
平成30年8月13日	I-5 評価実施機関における 担当部署	課長 森下 剛	課長	事後	
平成30年8月13日	I-7 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	健康福祉部	健康部	事後	
平成31年3月11日	IV リスク対策	-	新様式への変更に伴う「IV リスク対策」の記載	事後	
令和3年1月8日	II-1 対象人数	平成27年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和3年1月8日	II-2 取扱者数	平成27年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和3年7月26日	I-5 評価実施機関における 担当部署	健康部	健康文化部	事後	
令和3年7月26日	I-8 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	健康部	健康文化部	事後	
令和4年6月20日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概 要	健康増進は、健康増進法に基づき、急速な高齢 化の進展及び疾病構造の変化に伴い、健康の 増進の総合的な推進を図るため実施するもの である。 市においては、行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律の 規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取 り扱う。 (1) 健康教育の実施 (2) 健康相談の実施 (3) その他健康の増進に必要な事業の実施	健康増進は、健康増進法に基づき、急速な高齢 化の進展及び疾病構造の変化に伴い、健康の 増進の総合的な推進を図るため実施するもの である。 市においては、行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律の 規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取 り扱う。 (1) 健康教育 (2) 健康相談 (3) 歯周疾患検診 (4) 骨粗鬆症検診 (5) 肝炎ウイルス検診 (6) がん検診 (7) その他健康の増進に必要な事業	事前	
令和4年6月20日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの 名称	Excelファイル	健康管理システム、番号連携サーバー、中間 サーバー	事前	
令和4年6月20日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ① 実施の有無	実施しない	実施する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月20日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	-	情報照会: 番号法第19条第8号、別表第二項番102-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条 情報提供: 番号法第19条第8号、別表第二 項番102-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条	事前	
令和4年6月20日	II-1 対象人数	令和2年6月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	
令和4年6月20日	II-2 取扱者数	令和2年6月1日時点	令和4年3月1日 時点	事前	
令和4年6月20日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	(○)接続しない(入手) (○)接続しない(提供)	()接続しない(入手) ()接続しない(提供)	事前	
令和4年6月20日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事前	
令和4年6月20日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提	-	十分である	事前	